

令和2年度 都立王子特別支援学校 学校経営計画

校長決定

I 目指す学校

校訓 「自立に向かって 確かな学び」を実現する学校

「確かな学び（専門性の高い学び）」の場となり、地域社会と連携して児童・生徒を社会自立に導く学校

<学校教育目標>

- ・夢をもち、その実現に向かってチャレンジする意欲を育てる。
- ・地域の一員として進んで社会に参加・貢献し、自立して生きる態度を育てる。
- ・自らを表現し、他人を尊重し協力する社会性を育てる。
- ・基本的な生活習慣を身に付け、健やかな心と体を育てる。

<目標実現のための「3つの充実」>

- ・12年間の個に応じた一貫性のある指導を充実
- ・小学部から系統的かつ発展的なキャリア教育の充実
- ・地域特性や地域資源を活用した教育活動の充実

II-1 中期的目標

- 1 新学習指導要領を踏まえ、生きる力を育むために小・中・高一貫した教育課程の整備を図る。
- 2 小・中・高の系統的発展的な教育の推進のため適切かつ効果的な予算編成を行う。
- 3 知的障害教育及び自閉症教育等の専門性に裏付けられた指導を充実させ障害の克服を図る。
- 4 「主体的・対話的で深い学び」の視点から、各教科の学習内容及び学びの過程の再検討を行い授業改善を進める。
- 5 地域交流室を開設し、地域と結びついた学習が展開できる体制を整える。
- 6 12年間の系統的なキャリア教育の推進による中・重度の生徒の就労確保を進める。
- 7 知的障害教育外部専門員の有効な活用を図る。
- 8 指導教諭を中心とし、OJTを活用した組織的な若手・中堅の授業力向上を図る。
- 9 豊かな心を育む教育を推進する。
- 10 関係機関、専門家、ボランティア等外部人材とのネットワークを充実させ、センター的機能を発揮する。
- 11 スポーツの振興、芸術活動の充実を図る。
- 12 安全な学校づくりに全職員で取り組む。
- 13 生徒自身が生きる道を見つけ、自分の納得のいく就労に向けた支援を推進する。（民間企業就労初年度定着率 90%）

II-2 方策

- 1 障害特性や個に応じた教育を推進し、基礎・基本の習得を目指す。
- 2 教科会を中心に、新学習指導要領を踏まえ、「何ができるようになるか」を明確にししながら、「何を学ぶか」という学習内容と「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立て、全教科について小学部から高等部までの一貫性あるシラバスを作成・改善し指導の充実を図る。

- 3 カリキュラムマネジメントのシステムを構築し、教育の質を不断に高める。
- 4 情報の教科会を中心に ICT を活用した授業の充実を図る。
- 5 地域連携担当を活用し、地域と結びついた学習の開拓を図る。
- 6 令和 2 年 2 学期より地域交流室に設置した王子 café を稼働させ、各作業班の学習の場を充実させるとともに、地域と学校との交流の場とする。
- 7 児童・生徒の的確な状態把握に基づく「何ができるようになるか」の具体的な目標設定をするとともに、目標達成のための教材制作研修及び開発を行う。
- 8 言語機能アセスメントを実施して、児童・生徒の言語の状態を把握し言葉を表出する力を伸ばす。
- 9 あいさつ運動を推進し、さわやかなあいさつの励行とありがたい感謝の気持ちを育てる。
- 10 健全育成を目指した生活指導の充実を図り、社会の一員として適応する力を育成する。
- 11 関係機関と連携し、就業前進路相談の充実と、卒業生への定着支援の充実を図る。
- 12 除菌清掃分野に力を入れ、この分野において、中・重度生徒の就労率を上げる。
- 13 外部専門員活用委員会を中心に、外部専門員の有効な活用を検討する。
- 14 学校目標達成のために校内研究・研修を実施し、その成果を広く発信する。
- 15 平成 31 年度から高等部で新しく導入された「外国語」「情報」「道徳」の授業の充実を図る。
- 16 幼児・小・中・高等学校の特別支援教育推進のために、センター的機能を発揮する。
- 17 特別支援教育の理解啓発を図るため、地域住民や就労・教育関係者をはじめ一般の人々に、本校の教育活動を積極的に発信する。
- 18 オリンピック・パラリンピックに向け、スポーツの振興、芸術文化活動の充実を図る。
- 19 災害時においては、学校危機管理マニュアルに基づき指示命令システムを明確に行動する。

Ⅲ 今年度の取組み目標と方策

1 教育活動の目標と方策

【学習活動】

- (1) 小学部から高等部までアセスメントによる一人一人の課題やニーズの把握に基づいた個別指導計画の作成と個に応じた指導の充実を図る。【全教員 通年】
- (2) 今年度の研究主題は「新学習指導要領に応じた学びの充実」～社会に開かれた教育課程の実現に向けた 12 年間のシラバスの作成～とする。
研究を進めるために、全教員が 1 授業について指導細案の作成を行う。
- (3) 自閉症の特性に応じた「社会性の学習」等の指導の研究と実践を行う。
【授業を持つ全教員 通年】
- (4) 小・中学部においては、障害特性に応じた教育を推進し、教育活動全体を通して、基礎基本を身に付けるための指導を充実する。【全教員 通年】
- (5) 高等部においては、小・中学校段階で培った基礎基本を基盤として、個に応じた手立てを工夫・開発し、自立に向けて自己肯定感を高める授業を実践する。【全教員 通年】
- (6) 本校独自の教室環境チェックリストを活用して学習環境の整備を行う。【年 3 回】
- (7) 高等部で新たに導入される「外国語」、「情報」、「道徳」の各教科について、授業方法を研究し、効果的な実践を行う。
- (8) 「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」等各教科を合わせた指導について、教科と関連付けながら、個にあった目標や指導内容を工夫し、系統的発展的に職業や作業の学習につなげる。
- (9) アートプロジェクト展等に積極的に応募し、児童・生徒の芸術活動への意欲を喚起する。
【応募人数 20 人以上】
- (10) 都教育委員会指導部の芸術教育推進事業に参加し、児童・生徒の芸術に関わる諸能力の開発向上を図る。【全学年】
- (11) 主権者教育、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。
- (12) 学部間学年間で学校生活支援シート、個別指導計画等資料を活用して、児童・生徒のケースの

引継ぎを十分行い学習のつながりを確保する。

- (13) 現場実習での評価を速やかに授業に反映し、効果的に生かすシステムを開発する。
- (14) ICT教育を充実させる。小学部、中学部で知的障害の児童・生徒に適したプログラミング教育を実施する。高等部では昨年度から始めた日本情報処理検定協会主催の「情報処理技能検定試験（表計算）」参加する。また今年度は新たに日本情報処理検定協会主催の情報処理技能検定試験（エクセル）と日本語ワープロ検定試験（ワード）に参加する。

【生活指導】

- (1) 児童・生徒の人権を尊重した教育を推進し、「体罰ゼロ」を徹底する。
【体罰研修 年2回】
- (2) 学校いじめ対策委員会を活用し、「いじめゼロ」を徹底する。
- (3) 「事故ゼロ」を目指して 校舎内外の危険個所の整備と点検を徹底する。【全教員 通年】
- (4) 「自殺ゼロ」を目指して、直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための SOS の出し方に関する教育を推進する。 【通年】
- (5) 「SNS の正しい使用法」について、SNS 東京ルールを踏まえ児童・生徒への指導を徹底する。
【高等部 通年】
- (6) 将来の自立に向けて、保護者と連携した計画的な一人通学の指導を行う。
【新規 10 名以上】
- (7) スクールバス連絡会により乗務員やバス会社との連携を図り、安全なスクールバスの運行を行う。
【月 1 回】
- (8) 放課後デイサービスとの連携を図り、安全な引き渡しを行うとともに、学校終了後の生活を充実させる。【年 3 回】
- (9) 新しい学校危機管理マニュアルを作成し、新しい環境下に対応した避難訓練等を実施する。
【全学年】
- (10) 首都直下地震等に対応し、地域と連携した宿泊防災訓練を実施する。【高等部第 1 学年 1 回】
- (11) 水害時の避難住民の受け入れについて北区と調整していく。

【キャリア教育・進路指導】

- (1) 研究者を招聘し、小学部から高等部までの系統的発展的なキャリア教育の充実を図る。
- (2) 教育課程や学習内容等を工夫し、作業学習の中学部と高等部の連携を図る。
- (3) アセスメントを活用した、中・重度生徒の企業就労を実現する進路指導の充実を図る。
【企業就労率 50%以上 1年以内定着率90%以上】
- (4) 学習計画を策定し、「王子 café」を稼働させる。
- (5) 高等部クリーン班における除菌清掃指導を推進する。【企業就労率者 5人以上】
- (6) 現場実習の積極的実施により就労意識の向上を図る。
- (7) 地域連携担当者を活用し、地域と連携した就業体験活動を実施する。【2件】
- (8) 地域交流室の設置及び活用方法を検討し、稼働に向け準備を行う。
- (9) 個別移行支援計画を作成し、必要に応じて支援会議を実施し進路選択・決定につなげる。
【高等部第 3 学年生徒全員】
- (10) 支援機関と連携した卒業生へのアフターケアを行い卒業生の職場定着支援を行う
- (11) キャリア教育の視点に基づき、小学部、中学部、高等部における系統性・連続性のある校外学習の充実を図る。【12月まで】

【特別活動・部活動】

- (1) 児童・生徒の障害特性に配慮し、日頃の学習の成果が発揮できる行事を計画・実施する。
- (2) 近隣の小中学校や副籍指定校と連携を深め、交流及び共同学習の充実を図る。【年 5 回】
- (3) 生徒会活動を充実させ、生徒の活躍の場を広げ、自己肯定感を培う。
- (4) オリンピック・パラリンピック教育について

- ① オリンピック・パラリンピック選手との交流を行い、スポーツへの関心を高める。【年2回】
- ② 卒業後も楽しめる地域でのスポーツ大会に参加する。オリパラ後も楽しめる機会としていく
【年2回】

- (5) 外部指導員を活用した部活動を推進する。【高等部】
- (6) どの生徒も参加できる部活動を充実させる。【高等部】

【健康づくり】

- (1) 担任、学年、栄養士、養護教諭、給食主任、保護者との連携のもと適切なアレルギー対応を行う。【アレルギー研修 年1回】
- (2) 豊かな食生活を目指して、給食と連携した食育の推進を図る。【年3回】
- (3) 年間保健指導計画に基づき、基本的な生活習慣の定着を指導し、健康教育を充実する。
- (4) 保健だより及び給食だよりを発行し、保護者等と連携して健康づくりを進める。
- (5) 性教育やがんを含む健康教育、歯科保健指導を通して児童・生徒の健全な生活を支援する。
【歯科：年5回・性教育、がん教育を含む健康教育：高等部：年2回】
- (6) 精神科校医や心理士等と連携し、児童・生徒の心の健康維持に対応する。【年10回】
- (7) 給食配膳下膳マニュアルを作成し、給食配膳下膳時のワゴンの安全な活用を図る。

【広報・センター機能】

- (1) 活用しやすい学校のホームページを作成し、保護者や地域に向け情報を発信する。
- (2) 特別支援学校に対する理解推進のため、講演会、学校間交流、学校便り、出前授業、教育相談活動等、担当部署を中心に実施し、内容の充実を図る。
- (3) 放課後デイサービスへの支援を充実する。【放課後デイサービス連絡会年2回】
- (4) 副籍交流が充実して行われるよう出前授業を積極的に行う。
- (5) 都立学校教育部の事業である「専門性向上事業」に取り組む。
- (6) 夏季休業中を活用して、充実した理解啓発研修会を実施する。
- (7) 小学校、中学校、高等学校の連合コーディネータ会議を実施し、連携を図る。
- (8) 中部フェスタに参加し、高等学校等との連携を進め理解啓発を図る。【連携1校】
- (9) 就学前相談として、コアラ広場を実施する。【小学部4回】
- (10) 改編後の新しい学校公開を企画実施し、効果的な広報を行う。【年2回】

【人権に配慮した教育活動を行う】

- (1) 保護者や外部に対し本校教職員として丁寧な対応と挨拶を徹底する。
- (2) 教職員の人権意識を高め、生徒に対しては「さん」付けを徹底する。
- (3) 個人情報管理についての規定を強化し、個人情報紛失防止を徹底する。クリーンデスクに取り組み、机上に本棚は置かない。
- (4) 人事部「ふくむニュースレター」等を活用し「**サービス事故ゼロ**」を徹底する。

【その他】

- (1) 教育委員会と連携して新型コロナウイルスに対し適切な対応を行う。【通年】
- (2) 予算を確保し実習棟の倉庫を整備する。【生活指導部、高等部、企画室、12月まで】
- (3) 一般需用費のセンター執行率向上推進【60%以上】
- (4) 「働き方改革」に対応し、月45時間以上の時間外労働を行う人を20人以内とする。週1回6時閉庁を推進する。
- (5) 分掌の職務の整理を行い、マニュアルを作成して、円滑な学校運営を行う。
- (6) 経営企画室の経営参画による円滑な学校運営を行う。